

令和4年度 総務文教常任委員会行政視察報告について

委員長	田中	雅光
副委員長	橋間	順平
委員	黒岩	重彦
委員	高木	良郎
委員	立山	稔
委員	井上	勝彦

標記の件について報告します。

【視察日】 令和4年11月8日

【視察先】 大阪府貝塚市

【視察項目】 新庁舎整備事業について

今回、視察先の選定にあたり、本年新庁舎をオープンされたばかりの貝塚市を視察先に決定いたしました。貝塚市は庁舎建設において官民連携手法を積極的に導入され、PFI方式により財政削減や費用の平準化も実現されています。重ねて周辺施設で老朽化した市民福祉センターを統合するなど、行政機関の総面積の削減にも取り組まれています。今回の視察において、検討段階から建設までの経緯や議会とのやり取り等、十分参考となる事案であるとして視察に臨みました。

1. 貝塚市の概要

人口：84,818人、世帯数37,886世帯（R3.4.1現在）面積43.93km

職員数：974人 歳出決算額437億円（令和2年度）

2. 貝塚市新庁舎整備事業について（新庁舎建設の目的と背景）

旧庁舎の概要

建設：昭和40（1965）年3月（築56年）

建物規模：地上4階、地下1階

延床面積：5,711.38㎡（本館）9,401.64㎡（その他）

〔別館2,597.37㎡、都市整備部分室200㎡、教育庁舎1,647.86㎡、

市民福祉センター4,001.36㎡、職員会館955.05㎡〕

☆貝塚市の庁舎は、本庁舎、教育庁舎、福祉センター、保健・福祉合同庁舎等、庁舎が分散しており、来庁された市民の方にとって、安全性、利便性の面に問題があった。

未来に輝く庁舎 市民や議会、行政が一体となり、これからの貝塚市を担う将来世代に輝く未来をつなぐための、まちづくりを行う拠点となることを目指す。

3. 貝塚市新庁舎整備事業 基本理念・基本方針

『人がつどい 未来輝く 安全・安心な庁舎』

基本理念	基本方針
<p>人がつどい庁舎 多様な世代の交流や情報発信の拠点としての機能を備えた「つどいの場」となることをめざします。</p> <p>未来に輝く庁舎 市民や議会、行政が一体となり、これからの貝塚市を担う将来世代に輝く未来をつなぐための、まちづくりを行う拠点となることをめざします。</p> <p>安全・安心な庁舎 災害時の業務継続機能を確保し、市民の安全・安心を支える防災拠点となることをめざします。</p>	<p>市民交流の場となる庁舎 複合する施設の特性を活かした市民交流の場となる庁舎とします</p> <p>誰もが利用しやすい庁舎 ワンストップサービスの実現やユニバーサルデザインを取り入れた、市民の利便性の向上を図る庁舎とします。</p> <p>柔軟で機能的な庁舎 将来の変化にも対応可能な、効率的で機能的な庁舎とします。</p> <p>市民を支える安全・安心な庁舎 安全性を確保し、災害時の防災拠点としての機能を備えた庁舎とします。</p> <p>環境にやさしい庁舎 自然エネルギーの活用と省エネルギー化の推進を図り、環境に配慮した庁舎とします。</p>

4. 新庁舎概要（敷地、建築、構造）（建設費・総事業費）

所在地 : 貝塚市畠中1丁目17番1号

敷地面積 : 16,084.01 m²

構造・階数 : 鉄骨造・地上6階 地下1階

建築面積 : 2,387.26 m²

延床面積 : 11,998.17 m²

駐車台 : 177 台

駐輪台数 : 90 台

構造分類 : 耐震構造

構造安全性の分類数 : I類

建築非構造部材の耐震安全性 : A類

※ 新庁舎の延床面積 (11,998.17 m²) は、撤去及び新庁舎への機能移転を行う既存庁舎、庁舎別館、庁舎分室、教育庁舎、職員会館、市民福祉センター、ゆうゆう館の延床面積の合計 15,113.02 m²と比較し、約 20.6%の延床面積の削減となります。

建築設備の耐震安全性 : 甲類

建設費 : 約 63.8 億円 総事業費 : 約 86.4 億円 (25 年間の維持管理費 含む)

5. 新庁舎の特徴

- シビックコアの成型 (新庁舎を中心とした行政機関が集積したエリアの形成)
- ワンストップサービスの実現
- 防災拠点としての機能 (非常用発電機、防災広場、福祉避難所、マンホールトイレ等)
- 誰もが利用しやすい配慮 (多目的トイレ、ベビールーム、キッズコーナー、バリアフリー等)
- 窓口部門を 1・2 階に配置し、関連窓口を近接
(移動を最小限にし、会議室の共用など利便性を向上)
- 3・4 階に市民福祉センターを複合化
- 来庁者駐車場を新庁舎北側に集約し、歩行者の安全を確保

6. 事業費と財政措置

新庁舎整備事業は、民間の創意工夫の発揮による公共施設サービスの質の向上と、現庁舎等の解体、新庁舎整備後 2.5 年間の維持管理及び運営等を行う事業、並びに事業用地の一部を活用した民間収益施設の整備、維持管理及び運営を行う事業を一体として行う。

7. 事業費の検討

☆ PFI の場合の財政負担額の合計 約 64 億円 ⇒ 従来方式と比較して 10% 削減
財政負担の平準

☆ PFI の場合、事業当初の財政負担が少なく、	} ⇒ 財政負担の平準
その後の負担額が年間約 2 億 4 千 3 百万円	
☆ 従来方式では、事業当初に合計約 12 億円の 一般財源が必要となり、その後の負担額は 年間約 2 億 3,000 万円	

8. 事業費と財政措置

新庁舎整備事業は、民間の創意工夫の発揮による公共施設サービスの質の向上と、財政負担の縮減を図ることが可能となる PFI 手法とし、新庁舎の設計、建設工事、現庁舎等の解体、新庁舎整備後 2.5 年間の維持管理及び運営等を行う事業、並びに事業用地の一部を活用した民間収益施設の整備、維持管理及び運営

を行う事業を一体として行う。

【施設整備費に係る市負担額（想定）】

令和2年度	約 6,500 万円
3年度	約 4億2,000 万円
4年度	約 1億6,000 万円
5年度	約 1億1,000 万円
6年度	約 1億3,000 万円
令和7～28年度平均	約 2億3,000 万円
令和29年度	約 5,100 万円
令和30年度	約 1,100 万円
合計	約 59億1,000 万円

事業費については、

PFIにおける民間資金の活用により割賦払いが可能となることから、平準化することができます。また、施設整備費については、国の「公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）」による交付税措置を受けられることから、最大限に活用し、更なる財政負担の軽減を図ります。

9. 財政措置について

「有利な起債（市町村役場機能緊急保全）」の活用

①地方債の充当率

⇒起債対象経費の90%以内

②地方交付税措置

⇒起債対象経費の75%上限

元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

対象事業の条件

- 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎
- 個別施設計画等に位置づけられ他事業
- 令和2年度までに実施設計に着手した事業

10. PFI手法導入によるコスト削減について

①整備コストの削減

☆ 施工者において施工しやすい仮設計画・施工計画の提案が可能

☆ 性能発注の場合、同じ性能を維持しながら、素材や工法を変更することが可能

②維持管理コストの削減

☆ 長期契約により、維持管理の合理化に有効な機材の導入が可能

☆ 長期の雇用確保により人件費の軽減が可能

③ライフサイクルコストの削減

☆事業期間全体のライフサイクルとして、コストの削減が可能



VFM (バリューフォーマネー) 14% (落札者決定時)

☆VFM・・・PFIで行った場合、従来方式の公共事業費比べて何%コスト
ダウンできたかを示す割合

11. 災害情報共有システムについて

- ・災害情報共有機能では、職員が各避難所や災害現場等の被害状況を入力し、1つのシステム上で被害状況をリアルタイムに管理することができる。
- ・TV会議機能では、災害対策本部会議において災害情報共有機能の画面を共有することで、リアルタイムな情報共有や状況把握が可能となる。

災害情報共有

- ・職員が各地の被害状況を入力し、本システム上で報告状況をリアルタイムに管理することができます。スマートフォンやPCによって、すべての職員がシステム上で被害状況を確認することができる。

TV会議

- ・災害対策本部の各拠点の管理者をTV会議で接続し、災害情報共有システムの画面を共有することでリアルタイムな情報共有や対応策等についての議論が可能となる機能

以上

令和4年度 総務文教常任委員会行政視察報告について

委員長 田中 雅光
副委員長 橋間 順平
委員 黒岩 重彦
委員 高木 良郎
委員 立山 稔
委員 井上 勝彦

標記の件について報告します。

【視察日】 令和4年11月9日
【視察先】 香川県三豊市
【視察項目】 夜間中学校と不登校対策について

三豊市は令和4年度から、既存中学校に「二部学級」として夜間中学校を開設しています。この夜間学級は不登校特例校として指定をとり、本年全国で初となる学齢期の不登校生徒を受け入れています。この夜間中学校は、年齢や国籍を問わず様々な事情で学ぶ機会を逸した方々に再び学びなおす喜びを与えるとても先進的で魅力的な取り組みだと感じ現地を訪ねました。

1. 三豊市の概要

面積：222.7 km²、人口：59,876人、世帯数 23,024 世帯（人口、世帯数は令和4年9月）
歳出予算額 332億（令和4年度当初予算額）

2. 公立夜間中学校の概要

- ① 設置形態 既存中学校の「二部学級」として設置
- ② 設置場所 三豊市立高瀬中学校
- ③ 三豊市夜間学級の特色 ⇒不登校学齢期生徒の受け入れをも行う
 - * 不登校特例校として指定（R4.3.28）
- ④ 対象生徒 *不登校学齢期生徒
 - i. 義務教育未就学者（外国籍の方を含む）
 - ii. 不登校等の理由により、十分に学ぶことができなかった方
- ⑤ 生徒について（令和4年10月末時点）

【学齢経過者】

- i. 在籍数 10名
- ii. 国籍 日本籍8名 中国籍1名 韓国籍1名
- iii. 年齢構成 10代～80代

【学齢期生徒】

- i. 在籍数 1名 その他に体験中2名
- ii. 学年 第3学年（体験中学生徒を含む）

⑥ 教職員等の配置

i. 教職員数 15名

ii. 勤務形態

兼任 2名 (校長、教頭)

専任 常勤 5名 非常勤 5名 (技能教科)

半日勤務 3名 (教員 1名、養護教諭 1名、学校事務員 1名)

iii. その他の体制

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー(市の他校兼務)

⑦ 日 課 表

夜間学級生徒	
初めの会	17:25~17:30
1校時	17:30~18:10
2校時	18:15~18:55
休憩(捕食)	18:55~19:15
3校時	19:15~19:55
4校時	20:00~20:40
帰りの会(清掃)	20:40~20:50
下校	20:50~

学齢期生徒	
初めの会	16:40~16:45
0校時	16:45~17:25
1校時	17:30~18:10
2校時	18:15~18:55
休憩(捕食)	18:55~19:15
3校時	19:15~19:55
4校時	20:00~20:40
帰りの会(清掃)	20:40~20:50
下校	20:40~20:50

清掃は、毎週金曜日に行う。 清掃は、毎週金曜日に行う。

◇ 1単位時間・・・40分

◇ 年間授業時間・・・学齢経過者：700時間

学齢期生徒：805時間

3. 三豊市が公立中学校夜間学級の設置方針について

三豊市においては、様々な理由により義務教育を修了できなかった方や不登校などの理由で学齢期において十分に学ぶことができなかつた方、外国籍で言葉の壁のために思うように学習ができなかつた方の学び直しを求める方を三豊市では、「だれ一人置き去りにしない、生徒が主役の多様性を尊重する、夜間中学校」一人ひとりの夢や願いの実現につながる多様性を尊重した学校づくりを進めていくことを設置方針とされています。

4. 学齢期生徒の受け入れについて

2022年3月、不登校生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して夜間に教育を実施する、全国で初めての指定を文科省から受けた。15歳以上の学齢経験者の「学び直し」を希望する生徒とほぼ同じ教育課程を想定しており、同一学年であれ

ば同じ教室で授業を受けることになる。学齢経験者の生徒と学齢期の生徒 が同じ教室で学習することについて、指導・支援の在り方を研究されています。

5. 経営方針

①一人ひとりの生徒の夢や希望を実現すべく、生徒の多様性を生かした学びや幅広い支援（教育相談、生徒支援、日本語指導等）

②学ぶ喜びを感じ、自尊心が高まるよう、学習者中心の学習環境を整備する。

③生徒の社会性を高めるために、表現活動や体験活動を工夫して実践するとともに、昼間部との連動による相乗効果によって、自ら学ぶ生徒の育成を推進する。夜間中学校は、山下三豊市長が令和2年度市長施政方針において、不登校など様々な事情により就学ができなかった方々への「学びの場」として、文部科学省が進めている「夜間中学校」の設立に向けて検討に入りたいとの方針が打ち出されました。三豊市教育委員会では、公立中学校夜間中学校に対するニーズ調査や設置方針や設置要綱、規定が定められ、実現に向けた学校づくりが進められました。

6. 香川県不登校の現状について

1000人当たりの不登校児童生徒数

全国平均 25.7人 香川県 20.2人

二種類の不登校防止

① 「未然防止」

全ての児童生徒が問題を回避・解決できる大人へと育つことを目標に行う、健全育成型の予防（＝教育的予防）。特定の児童生徒を想定せず、全ての児童生徒を対象に学校を休みたいと思わせない「魅力的な学校づくり」を進めることを目指す。（授業や行事等の工夫や改善）

② 「初期対応」

問題を起こしそうな児童生徒を念頭に置いて行う、問題対応型の予防（＝治療的予防）。学校を休みそうな児童生徒や休み始めた児童生徒に個別対応を行う。

7. 三豊市における不登校対策

学校に登校するという結果を目標にするのではなく、子供たちが自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があるということを基本的な考

え方として、子どもとその保護者に支援を行う。子ども一人ひとりの内面にも目を向けながら、学級組織として、子どもの状況に応じた支援を進めていく。

①児童生徒の欠席時の対応について校内で共通理解をする（1日目 電話、2日目 家庭訪問、3日目 チーム対応）欠席が続いたり、1か月の欠席日数が7日以上になったりした子どもの状況に応じた適切な支援を進めていく。

②欠席が続く児童生徒に対しては、学校とのつながりを大切にした支援の視点から、チームで対応する。学級担任が定期的に家庭訪問や電話連絡をしたり、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問や相談活動、連れ出し登校を支援したりする。

③不登校児童生徒の教育機会の確保と居場所づくりの視点から、教育支援センターへの通級や学校内の別室登校など、子どもが安心して過ごせる場所を確保したり、タブレット貸与等により家庭での学びの保障をしたりするなど、個に応じた支援を大切にしていける。

④保護者支援として、スクールカウンセラーによる教育相談を定期的実施する。

⑤気になる児童生徒に対しては、長期休業に入る前、長期休業中や長期休業明け、学期の始まり等、変化の時間の関わりを大切にする。

⑥新たな不登校を生まないために、一人ひとりの子どもが活躍できる学校行事の工夫やわかる授業の工夫など、魅力ある学校づくりに取り組む。

不登校対策として、「誰もが行きたくなる学校や学級づくり」を進めることが重要である。どの子どもも落ち着ける居場所をつくること、すべての子どもが活躍できる場をつくること、授業が楽しい、先生や友達と会うのが楽しい等、学校が楽しいと感じることを前提に、子どもたちの変化を敏感に感じ取りながら、総合的な取組を行っていくことである。また、子ども自らが自己調整力を身につけられる教育を行うことも重要だと考えている。

今後も、それぞれの子どもの状況や家庭環境等に応じた関わりを大切にした支援を行い、学習保障、基本的な生活習慣、人間関係づくり等の対策を講じていく。

以上